

第29回 総会議事録

1 開催の日時 令和4年11月29日(火) 午後2時00分～午後3時10分

2 開催の場所 島根県市町村振興センター 6階 大会議室

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第169号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第170号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第171号 農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について

議 第172号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第173号 非農地確認について

議 第174号 松江市農用地利用集積計画の決定について

報告第 52号 会長専決処分の報告

報告第 53号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員(18名) 欠席委員(1名) 遅刻委員(0名)

1番 石倉 由美子 (出)	2番 足立 裕子 (出)	3番 勝田 達雄 (出)
4番 宮廻 彰夫 (出)	5番 渡部 文明 (出)	6番 吉岡 幸雄 (出)
7番 角田 正紀 (出)	8番 古藤 俊光 (出)	9番 岸本 定朝 (出)
10番 角 智則 (出)	11番 青砥 芳美 (出)	12番 磯部 美津子 (出)
13番 吉岡 雅裕 (欠)	14番 松本 喜次 (出)	15番 永江 りえ (出)
16番 矢野 秀行 (出)	17番 富士本 数彦 (出)	18番 高橋 裕典 (出)
19番 三島 進 (出)		

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	大谷 敦夫	農地係主事	石原 裕子
農地係長	野津 慎一	農地係主事	岸本 康作
農地係主任	佐藤 努	行政専門員	森田 稔

6 会議内容

議長
(三島会長)

定刻になりました。はい、それでは、ただ今から第29回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、13番委員から提出されています。委員定数19名のうち、18名の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。4番委員、5番委員をお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の石原主事と岸本主事をお願いします。それでは、議事に入ります。

議第169号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

失礼いたします。それでは、議第169号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は8件18筆で、いずれも所有権移転の案件です。

はじめに、37番の案件についてご説明いたします。申請は、西浜佐陀町の田4筆を売買するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のためです。

受人の世帯は、田植機、トラクター、コンバイン、軽トラック等の農業用機械を所有されています。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて、38番の案件についてご説明いたします。申請は、西浜佐陀町の田4筆、畑3筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のためです。受人の世帯は、耕運機、管理機等の農業用機械を所有されています。取得後は、水稻と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて、39番の案件についてご説明いたします。申請は、薦津町の田2筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、家庭の事情のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、家庭の事情のためです。受人の世帯は、田植機、トラクター、コンバイン、軽トラック等の農業用機械を所有されています。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて、40番の案件についてご説明いたします。申請は、下佐陀町の田1筆を売買するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のためです。受人の世帯は、耕運機、軽トラック、管理機、トラクター等の農業用機械を所有されています。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて、41番の案件についてご説明いたします。申請は、乃白町の田1筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、家族の事情のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、家族の事情のためです。受人の世帯は、田植機、コンバイン、トラクター等の農業用機械を所有されています。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

事務局	<p>続いて、42番の案件についてご説明いたします。申請は、鹿島町名分の畑1筆を売買するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、申請地は、自宅から近く耕作に便利のためです。受人の世帯は、田植機、コンバイン、トラクター、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。</p> <p>続いて、43番の案件についてご説明いたします。申請は、鹿島町武代の田1筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のためです。受人の世帯は、トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。</p> <p>続いて、44番の案件についてご説明いたします。申請は、美保関町千酌の畑1筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、渡人からの要望のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、申請地は居住地と離れており、管理が困難なためです。受人の世帯は、耕運機、田植機、草刈機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。以上、すべての案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p>
14番委員	<p>事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p>
3番委員	<p>41番について、渡人と受人の耕作面積の標記が同数である理由を伺う。</p>
事務局	<p>41番の案件につきましては、同世帯内の贈与になりますので、世帯単位の耕作面積は所有権移転後も変更がないため同数標記にさせていただいております。</p>
3番委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
議 長	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議 長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第169号は 原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしということですので、議第169号は原案のとおり許可することに決めます。</p> <p>次に議第170号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議第170号、今月の農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。議案の5ページと併せて、農地法第4条の説明資料の1ページをご覧ください。</p> <p>初めに4条22番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町佐陀本郷の1筆の一部です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、申請地が鹿島支所から300m以内の場所にあるため、第3種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、墓地です。転</p>

事務局 用面積は5.394㎡、所要面積も同様の5.394㎡です。事業計画ですが、申請地に墓地を移転するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に4条23番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は八束町入江の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和元年12月2日付けで農用地区域から除外済みです。転用目的は、駐車場です。転用面積は102㎡、所要面積も同様の102㎡です。事業計画ですが、申請地を駐車場として使用するものですが、追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

14番委員 事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

10番委員 23番の案件について、農業振興地域除外申請手続きと農地転用手続きについて、当事者に対して説明が足りなかったのではないかと。

事務局 基本的に除外手続きの際には農地転用手続きについても、当事者にも伝わるようにご説明しております。なお、今後においてもより一層注意を払い説明を心掛けていきます。

10番委員 わかりました。ありがとうございます。ほかにございませんか。

議長 (なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。議第170号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第170号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第170号は、原案のとおり許可することに決めます。

事務局 次に議第171号「農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議第171号、今月の農地法第5条の規定により許可した案件の事業計画変更申請について説明いたします。議案の7ページと併せて、事業計画変更説明資料の5ページをご覧ください。

事務局 事業計画変更6番についてご説明いたします。本案件は、令和4年5月27日付けで農地法第5条により許可した案件の事業計画変更申請です。申請地は玉湯町林の1筆の一部で、●●●●工事に伴う工事用進入路として使用するため、令和4年12月22日までの一時転用として許可していました。その後、転用事業者が、令和3年7月豪雨により●●●●工事を追加受注したことにより、当初の工期が延長されたため、一時転用期間を令和5年2月28日までとする事業計画変更申請が提出されました。

事務局 以上、上程いたしました案件は、農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議 1 4 番 委 議	長 員 長	<p>それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p> <p>事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。</p> <p>議第171号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第171号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第171号は原案のとおり承認することに決めます。</p> <p>次に議第172号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	局	<p>議第172号、今月の農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。議案の9ページと併せて、農地法第5条の説明資料の7ページをご覧ください。</p> <p>初めに、5条76番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は下佐陀町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域、B区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は251㎡、所要面積も同様の251㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、●●●を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、5条77番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は下東川津町の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、資材置場です。転用面積は1,967㎡、所要面積も同様の1,967㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を●●として使用するものです。追認案件となるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、5条78番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は下東川津町の5筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は285㎡、所要面積は隣接する溜池と合わせて307.99㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、5条79番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町南講武の2筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和4年10月14日付けで農振除外内示済みです。転用目的は、進入路です。転用面積は9.66㎡、所要面積も同様の9.</p>

66㎡です。権利の種類は所有権の移転です。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条80番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町佐陀本郷の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、申請地が鹿島支所から500m以内の場所にあるため、第2種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、令和4年10月14日付けで農振除外内示済みです。転用目的は、貸駐車場です。転用面積は285㎡、所要面積も同様の285㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して貸駐車場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条81番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町東岩坂の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、過去に土地改良があることから第1種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で集落接続に該当します。転用面積は520㎡、所要面積も同様の520㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備して個人住宅1棟を建築するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条82番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八束町波入の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和4年6月14日付けで農振除外済みです。転用目的は、個人住宅です。転用面積は331㎡、所要面積も同様の331㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条83番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は朝酌町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、資材置場、駐車場です。転用面積は1,903㎡で、所要面積も同様の1,903㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和5年3月31日までです。事業計画ですが、申請地を●●●●工事のための資材置場、駐車場として一時転用するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条84番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町熊野の1筆の一部です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。許可該当条項は、農地法施行令第4条第1項第1号で、農用地区域内農地で行う一時転用に該当します。転用目的は、重機移動スペース及び資材・残土仮置き場です。転用面積は3,002㎡の内2,041㎡、所要面積も同様の2,041㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和7年11月30日までです。事業計画は、●●●●工事に伴い、申請地を重機の移動スペース、資材置き場及び残土仮置き場として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条85番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転

事務局

用場所は玉湯町布志名の1筆の一部です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。許可該当条項は、農地法施行令第4条第1項第1号で、農用地区域内農地で行う一時転用に該当します。転用目的は、工事機械・車両作業場です。転用面積は858㎡の内600㎡、所要面積も同様の600㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和5年3月31日までです。事業計画は、●●発注の●●●●●工事の施工に伴い、申請地を工事車両の仮設進入路、作業ヤード及び原形復旧に必要な表土置き場として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条86番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は法吉町の3筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、住宅の用に供する施設が連たんしている区域であることから、第3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は67.63㎡、所要面積は隣接する宅地、雑種地を合わせて151.37㎡です。権利の種類は使用賃借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条87番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は福原町の1筆の一部です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、進入路です。転用面積は2,577㎡の内80㎡で、所要面積も同様の2,577㎡の内80㎡です。権利の種類は使用賃借権の設定で、一時転用期間は許可後1か年までです。事業計画ですが、申請地を農地の形状変更施工に伴う土砂搬入のために、すでに形状変更が完了した農地を進入路とするため、一時転用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条88番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は八束町二子の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和4年10月14日付けで農振除外内示済みです。転用目的は、個人住宅です。転用面積は600㎡の内394.62㎡、所要面積も同様の600㎡の内394.62㎡です。権利の種類は使用賃借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議 長
14番委員
議 長

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長

ないようでございますので、採決いたします。
はじめに、議第172号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号81番以外について採決いたします。

議	長	<p>議第172号のうち、番号81番以外について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第172号のうち、番号81番以外は原案のとおり許可することに決めます。</p> <p>次に、議第172号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号81番について採決いたします。</p> <p>議第172号のうち、番号81番について、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第172号のうち、番号81番は原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。</p> <p>次に、議第173号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務	<p>局</p> <p>それでは、議第173号、非農地確認についてご説明いたします。議案と併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は4件11筆です。</p> <p>はじめに、7番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、西浜佐陀町の市街化調整区域、農用地区域外の畑2筆です。申請人は、ご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、県道352号から国道431号に入り、北東に約180メートル進んだ地点の北側約20メートルに位置する1筆、市道盲学校線と市道蔵京中学校線の交点から南西に約60メートル進んだ地点に位置する1筆の計2筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、11月16日に古江地区農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は昭和60年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状態です。</p> <p>つづいて、8番の案件についてご説明いたします。</p> <p>土地の所在は、法吉町の市街化区域、農用地区域外の畑1筆です。申請人は、ご覧のとおりです。土地の状況についてご説明いたします。申請地は、市道石橋白鹿谷線から市道二反田大界線に入り、南東に約60メートル進んだ地点の南側に位置する1筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、10月31日に申請者代理人立会の下、法吉地区農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は昭和62年頃から耕作放棄され、現在は竹等が繁茂し、周辺の竹林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状態です。</p> <p>つづいて、9番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、鹿島町南講武の農用地区域内の畑1筆です。申請人は、ご覧のとおりです。土地の状況についてご説明いたします。申請地は、県道講武古江線から市道南講武家前線に入り、南に約250メートル進んだ地点から南側約50メートルに位置する1筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、11月11日に申請者立会の下、鹿島地区農地利用最適化推進委員、事務局で現地確認を行いました。現地は昭和60年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状態です。</p> <p>つづいて、10番の案件についてご説明いたします。</p> <p>土地の所在は、東出雲町下意東の市街化調整区域、農用地区域外の田3筆、畑4筆です。申請人は、ご覧のとおりです。土地の状況についてご説明いたします。申請地</p>

事務局 は、市道塚田 3 号線から市道羽入・安来市界線に入り、東側に約 400 メートル進んだ地点の北側に位置している 7 筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、11 月 16 日に申請者代理人立会いの下、東出雲地区農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は昭和 50 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状態です。

以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第 2 条第 1 項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 はい、説明が終わりました。

それでは、審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決します。議第 1 7 3 号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第 1 7 3 号は原案のとおり確認することに決めます。

次に議第 1 7 4 号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議第 1 7 4 号「松江市農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画についてご説明をいたします。所 1、2 は竹矢地区、東出雲地区の案件で、譲受人の自作地がそれぞれそばにあるため集積を図るため、田 1 筆の交換贈与による所有権移転です。所 3、東出雲地区の案件で、田 2 筆の売買による所有権移転です。譲渡人は農地の管理が出来ないため、譲受人も経営規模拡大の要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。続いて、農用地利用集積計画の相対契約について、利 1 は竹矢地区、更新案件です。利 2、3 は大庭地区、新規案件です。利 4 は忌部地区、新規案件です。利 5～10 は東出雲地区、利 5、6、9、10 は更新案件、利 7、8 は新規案件です。利 11 は八雲地区、更新案件です。利 12 は宍道地区、新規案件です。今回の利用権設定における所有権移転の地目別面積は、田 3 1, 7 4 8. 0 0 m²、畑 1, 4 8 6. 0 0 m²、計 3 3, 2 3 4. 0 0 m²となります。

つづいて農用地利用集積計画の転貸契約についてご説明いたします。機構転貸の案件となります。なお、転 1 は一括方式による案件となります。2 件目以降は従来方式による案件となります。一括方式とは、従来方式では集積、地主さんから公社が借り入れるまでを農業委員会で告示、公社から耕作者への告示については島根県が行っています。これを農業委員会の告示で両方の告示を一括で行うものです。そのため、転 1 の議案には借入人についても記載をしております。転 1 は古江地区、更新案件です。転 2～4 は東出雲地区、新規案件です。転 5～16 は八東地区、新規案件です。以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田 4, 8 9 3. 0 0 m²、畑 6 9, 1 3 4. 6 4 m²、計 7 4, 0 2 7. 6 4 m²となります。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

1 4 番 委員 所 1、所 2 について、この案件は等価交換なのか、それともお金の動きがあったの

1 4 番 委 員 事 務 局	かを伺う。 こちらは等価交換と聞いております。
1 4 番 委 員 議 長	分かりました。ありがとうございます。 ほかにございませんか。
	(なしの声)
議 長	ないようでございますので、採決いたします。議第174号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	ご異議なしということですので、議第174号は、原案のとおり決定することに決 します。
事 務 局	次に、報告に入ります。報告第52号「会長専決処分の報告」報告第53号「事務 局長専決処分の報告」を一括でお願いします。
	(報告)
議 長	報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。以上で議事を終了 しましたので、第29回松江市農業委員会総会を閉会いたします。

以上のとおり会議の顛末を記載して議事録を作成し、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

委 員

委 員